

平成25年度

第17回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成25年11月8日(金)
開会14時10分 閉会15時37分

場 所 教育委員室

平成25年度
第17回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について
- 第2号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について
- 第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について
- 第4号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- ①特別支援教育就学奨励費に係る寄附の申し出について
- ②平成25年度大分っ子の体力テストの結果について

(3) 協 議

- ①平成26年度大分県教科用図書選定選定審議会委員の選任について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	委員長	岩 崎 哲 朗
	委員長職務代理	松 田 順 子
	委員	波多野 順 代
	委員	麻 生 益 直
	委員	林 浩 昭
	教育長	野 中 信 孝

欠席委員なし

事務局	教育次長	河 野 盛 次
	教育次長	宮 脇 和 仁
	教育次長	別 木 達 彦
	教育改革・企画課長	佐 野 壽 則
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	教育財務課長	竹 野 泰 弘
	福利課長	大 石 尚 志
	義務教育課長	後 藤 榮 一
	生徒指導推進室長	江 藤 義
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	高 畑 一 郎
	社会教育課長	法 雲 淳
	人権・同和教育課長	小 池 昭太郎
	文化課長	佐 藤 英 一
	体育保健課長	蓑 田 智 通
	教育改革・企画課主幹	勝 尾 裕 美
	教育改革・企画課主査	釘 宮 隆 之

2 傍聴人

6 名

開会・点呼

(岩崎委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
ただいまから、平成25年度第17回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(岩崎委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、松田職務代理にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(岩崎委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は15時25分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(岩崎委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第3号議案及び第4号議案、協議の①は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第3号議案及び第4号議案、協議の①の3件は、非公開とい

たします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い次に、非公開による議事を行います。

【議案】

第1号議案 平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

(岩崎委員長)

それでは、第1号議案「平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案「平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について」ご説明いたします。

第1号議案の1ページをご覧ください。

これは、平成26年4月の市町村立小・中学校及び県立学校教職員の定期人事異動に当たり、教職員人事に関する県教育委員会としての基本的な考え方を示し、校長・教頭等への登用や一般教職員の人事異動の方針などを定めるものです。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第2項第1号「県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準」に基づき、「平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」及び「平成26年度大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱」として定めるものであります。

県教委としましては、これまで平成20年の不祥事を受けて、試験制度の見直しなど様々な教育行政の改善策を着実に実施してまいりました。

これらの改革は、これまでも申し上げて参りましたように、それ自体が目的ではなく、この改革を通じて、学校における教育の質の向上を図るためのものでした。

昨今、教育行政を取り巻く社会情勢は急速に変化・多様化しており、これからの教育改革・学校改革は、これらの変化を敏感に感じながら進めていかなくてはなりません。

その観点を踏まえ、本定期人事異動方針等は、教職員という人材を育成し、その力を最大限に発揮してもらうために行います人事について、それぞれの学校の教育課題に対応するために、適材適所の人事配置を一層進めていくことを主眼としております。

内容につきましては、担当課長が説明します。

(藤本教育人事課長)

(「平成21年度以降の人事異動方針等の変遷概要」に基づき説明)

- ・平成20年度の不祥事を受け、調査結果報告書に基づく広域人事の推進等の教職員人事管理の見直しを始めました。
- ・21年度には異動方針を全面的に改定し、情報管理の徹底や外部からの要請排除等行いました。
- ・23年度には教職員が切磋琢磨する環境の醸成ということで、教職員人事計画を廃止し、実施要綱を新設しました。
- ・24年度には勤務拠点の廃止、若年期のの広域移動の推進
- ・25年度には教育改革・学校改革を推進
- ・26年度には学校力の向上のための広域人事推進、管理職選考の資格試験化を実施してきました。

それらを踏まえ、来年度の人事異動方針等を説明します。

(「大分県公立学校教職員定期人事異動方針新旧対照」を説明)

・第1 基本方針

昨今の社会情勢の変化を踏まえ、「さらに教育行政を取り巻く社会情勢は、国内外問わず、予想を超えたスピードで変化し多様化が進んでおり、県教育委員会としては、これまでの改革を一層推進するとともに、各学校が社会情勢の変化を敏感に受け止め、子どもたちのために十分な対応ができるよう、不断の見直しによる教育改革・学校改革を進めて行く必要がある」ということを追加。「学校組織の確立」を芯の通った学校組織推進の第3フェーズの取組ということで「一層の深化」に修正しました。昨年段階ではプランができていなかったため、「平成24年11月策定」のプランに語句変更しました。広域人事の中でも、周辺の市町村から県教委としても一層やっていただきたいとの意見を教育長会議等でいただいている。そこで、文言として「県全体の学校力の向上」を新たに付け加えて、意識改革と人材育成のために広域人事を一層促進するという姿勢を表現しました。また、これまでは教育委員会の意見を「尊重」するを改め、「聞きながら」に修正しました。

・第2 人事異動

校長及び教頭等への登用

管理職選考の資格試験化を受け、「平成26年4月2日以降の任用にあたっては有効期間内の採用候補者名簿の上位の者であり、かつ平成25年度以降の人事評価等が別に定める水準以上の者から優先して行うことを原則とする」という文章を付け加えました。人事評価等別に定める水準というのは、現在まだ検討中で、採用候補者

名簿が確定する1月末までには決定したいと考えています。行政等からの任用にあたっては今までと変わるところはない。芯の通った学校組織の推進には、やはり管理職の人材育成への取組が重要であるため、これを十分加味して任用・配置をやっていくということを新たに追加しました。メンタル面も含めた人材育成という面も注視していきたい。転任等については「人事交流」を「人事異動」に字句修正しました。

・第3 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置

昨年と同様の規定であります。

・第4 退職

今年度末の退職者から年金の無支給期間が生じる。国でも再任用を希望する職員については、基本的には任用するという方針が出ています。そこで、「新たな再雇用制度の開始に伴い、今後は再雇用希望者の増加が見込まれます。再雇用希望者については、長年の勤務内容を考慮し、適材適所の観点から、教職員定数の範囲内で再任用又は非常勤職員として配置する」という書きぶりに変更しました。

(「大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱新旧対照」を説明)

大きな変更はありません。「交流」を「異動」に文言修正をしました。

(「大分県立学校教職員定期人事異動実施要綱新旧対照」を説明)

これは、教育長決裁で決定する。公募制については昨年度から導入しました。昨年度は新設校と併設型中高一貫校において公募制を実施しました。今年度は新設校等の支援及び特色ある学校づくりの推進を図るということで拡大していくことを明記しました。

学校司書については、まず最初に図書館に配置して、専門的な経験をし、学校配置ということもあるので、その基本的な考え方を盛り込みました。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林委員)

広域異動により車で通勤する場合、高速道路の通行止めなどで授業ができなかったり影響はあるのですか。

(藤本教育人事課長)

教職員は事前に交通事情などを調べていると思われます。授業ができなかったというトラブルは聞いていません。

(林委員)

前の勤務地から新しい勤務地に異動する場合、許容範囲のようなものがありますか。

(藤本教育人事課長)

以前は、40 km、1時間以内という基準がありましたが、現在はそれ以内・以外問わず配置しています。もちろん個人の特別な事情がある場合は配慮しています。

(林委員)

どれくらいの人達が住居を変更しているのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

(住居変更のデータは今ないが、) 以前調査した際は、通勤距離10～15 kmの教職員が一番多い状況でした。

(岩崎委員長)

この件については、前から議論してきており大きな問題点はないと思われま

す。それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

(岩崎委員長)

それでは、第2号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第2号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

第2号議案の1ページをご覧ください。

今回の改正は、学校職員が週休日の振替等を取得しやすくするため、週休日の振替対象期間を拡大するためのものです。

内容につきましては、担当課長が説明しますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

(藤本教育人事課長)

第2号議案についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

今回の改正は、「週休日の振替」についてであります。

現行では、週休日の振替は勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間となっております。

学校現場では授業参観、体育大会、文化祭、学校公開等の学校行事を週休日に行うことが多く、また、週休日に行われる部活動の試合での生徒引率等で、週休日に出張することも多い実態がございます。

そこで、週休日の振替期間について、学校現場の特殊性等を考慮した上で週休日の振替をきちんと行ってもらおうという点から、「4週間前」を「8週間前」に、「8週間後」を「16週間後」に取扱いを改めたいというものであります。

なお、施行期日は、平成26年1月1日からとしております。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(林委員)

週休日の振り替え等ということで、多いのは例えば文化祭や体育祭だと思うのですが、この振り替えを夏休み期間にとろうとすると、今回の改正でとりやすくなるのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

それもございます。文化祭は学校全体での行事ですので、一斉に休むため取りやすいのですが、部活動引率等、個々の対応といった面での取りにくさがありまして、その辺のところを配慮して期間拡大という形で考えております。

(林委員)

将来的には、もっと拡大していかないと、期間を過ぎたら消滅してしまうというのがあると思うのですが、どうなのでしょう。

(藤本教育人事課長)

振替制度の趣旨というものは、職員の休息権の確保という面がありまして、取らせるのが管理職としては第一で、勤務したところからなるべく近いところで取らせるということを忘れてはいけませんし、期間は拡大するけどなるべく直近でとらせる方向は指導をして参りたいと考えております。

(林委員)

なかなか普通の日に自分が担任だったらなかなか難しいという気がしますが、期間を拡大することは悪いことではないですね。

(波多野委員)

期間を拡大すると現状よりどの程度改善すると予測できるでしょうか。

(藤本教育人事課長)

職員などの意見として半分以上がなかなかとれていないのが実態のようでありまして、その辺はかなり改善できてくるのかなと考えております。

(岩崎委員長)

半分も取れていないんですか。

(藤本教育人事課長)

取れていないというものとあまり取れていないというものを合わせると、そういう形になります。

(波多野委員)

やはり授業時間とかがきちんと決まっていますので、なかなか先生方は取りづらいんですよね。わかっているんだけど、取りたいけど現実には難しいというのがありますから、少しでも取得率が伸びればと思います。

(松田職務代理)

授業を入れ替えてですね、午前中休んで午後から出るとか、そういう

ことはやっているようですので、そこで管理職も「ちょっと出すぎだよ、取りなさい」みたいな、ちゃんと教務と話をして取ってるようにありますね。現実には。

他に意見はございませんか。

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①特別支援教育就学奨励費に係る寄附の申し出について

(岩崎委員長)

それでは、報告第1号「特別支援教育就学奨励費に係る寄附の申し出について」報告をしてください。

(竹野教育財務課長)

10月15日の教育委員会でご説明いたしました県立特別支援学校における就学奨励費の支給誤りにの件に関し、その補填に充ててもらいたい旨のメッセージを添えて、11月5日に県教育委員会あてに113万円の現金が送られてきました。

当該現金についてはただいま、県の会計課において保管をしております。

就学奨励費の未払分の補填につきましては、特別支援学校の校長会・教頭会・事務長会などから既にカンパの意向が示されておりますことや、事の筋道として、この申し出を優先させていただき、当初の予定どおり、関係職員による補填を図っていきたいと考えています。

当該現金については、寄付者の特別支援教育に対する、大変強くて温かい思いの現れと受け止めさせていただき、特別支援学校の児童生徒の教育環境の向上に使わせていただく方向で、検討して参りたいと考えています。

なお、当該現金につきましては、来週の早い時期には、県の歳入とし

て正式な受入れ手続きを行いたいと考えております。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いいたします。

(麻生委員)

説明の中に、「関係職員によるカンパの意向」という言葉があったが、特別支援学校関係という括りと理解してよろしいですか。

(竹野教育財務課長)

そうです。

②平成25年度大分っ子の体力テストの結果について

(岩崎委員長)

それでは、報告第2号「平成25年度大分っ子の体力テストの結果について」報告をしてください。

(蓑田体育保健課長)

平成25年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について、御報告申し上げます。

この調査は、県下全ての公立小学校・中学校・高等学校において、全児童生徒を対象に、今年5月から7月にかけて実施しております。

まず、調査結果の概要について御説明いたします。

小学生の体力は、昨年度の調査結果に比べ、全ての年齢(学年)で体力合計点の平均値が上昇しており、低体力層の割合が減少するなど、確実に向上しています。中学生についても同様の傾向が見られました。

県平均が全国平均以上である項目の割合を達成率として定め、体力向上の指標の一つとしておりますが、今年度小学生の達成率は過去最高となりました。

一方、高校生については残念ながら低迷した状況となっております。

以上が、今年度調査結果の概要となります。

続いて、調査結果の詳細な内容について御説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

この表は、平成25年度大分県児童生徒の体力・運動能力調査結果の一覧です。

資料の網掛け部分が、全国平均以上の項目となります。これは、平成24年度文部科学省体力・運動能力調査との有意差検定を行ったものです。

全国平均以上の項目数は、小学生48、中学生6、高校生3という結果でした。

表を縦軸で見ていただくと、「握力」「長座体前屈」「ボール投げ」では、小学生の多くの年齢（学年）が全国平均以上であることがわかれると思います。

しかしながら、「50m走」「立ち幅跳び」ではほぼ全ての年齢が全国平均を下回っています。

また、横軸で見ていただくと、中学生・高校生の女子は、多くの項目において全国平均を下回っていることがおわかりになると思います。

資料2をご覧ください。

このグラフは、県平均が全国平均以上の割合である達成率の年次推移を示したものです。

本年度の全校種の達成率は、29.7%（57/192項目：持久走除く）であり、昨年度に比べると8.4ポイント上昇しています。

達成率を校種別で見ると、小学校は過去最高となる50.0%、中学校12.5%、高校6.3%という結果でした。

参考までに、新大分県総合教育計画では、この達成率を平成27年度末までに50%以上にすることとしております。

資料3をご覧ください。

この表は、体育専科教員活用推進校の調査結果をまとめたものです。

県下16郡市にそれぞれ配置している体育専科教員の活用推進校における達成率は、91.7%（88/96項目）でした。

16校中8校が今年度新たに指定した学校であり、このような結果となったことについては、今後の体力向上の可能性を示唆しているものと期待をしているところです。

資料4をご覧ください。

この表は、低体力層の児童生徒の割合を示したものです。「低体力層」とは体力合計点による総合判定がD又はEとなる児童生徒のこととしています。

小学生は昨年度に比べ男女とも全ての年齢（学年）でこの低体力層が減少しており、中学生も13歳女子を除いて減少しております。

しかしながら、未だに全国平均よりもその割合が高いことが課題です。

資料5をご覧ください。

この表は、過去4年間の体力合計点の推移を示したものです。男女別・年齢別体力合計点では、小・中学生は前年度に比べ男女とも全ての年齢（学年）で上昇しており、過去4年間の中で最も高い値を示しています。

しかし、低体力層の児童生徒の割合と同様に、全国平均には未だ届いていません。

また、高校生については、小学生や中学生と比べても、達成率、低体

力層の割合、体力合計点のいずれについても低迷しており、改善の兆しが見られないうち状況となっています。

本調査では、体力調査に加え、小学校4年生以上を対象に質問紙による生活習慣等調査を行っています。

全部で13の質問項目がありますが、その中から特徴的な3つの調査結果について触れさせていただきます。

まず資料6をご覧ください。

運動部や地域スポーツクラブへの加入状況を見てみますと、中学生女子の約3分の1、高校生女子の約3分の2が未加入でした。

続いて資料7をご覧ください。

運動部等への加入と体力合計点との関連を見てみますと、男女とも全ての校種で、運動部等へ加入している児童生徒の方が、体力合計点が高く校種が上がるほどにその差が大きくなる傾向が見られました。

次に資料8、資料9をご覧ください。

運動の実施頻度と体力合計点との関連を見ると、運動の実施頻度が高いほど体力合計点が高い結果でした。

このような中、小学生女子、中学生女子、高校生男子の約4分の1、高校生女子の約2分の1は、体育・保健体育授業を除いてほとんど運動していない実態が見られました。

最後の資料となりますが資料10、資料11をご覧ください。

運動への愛好度と体力合計点の関連を見てみると、運動好きな児童生徒ほど体力合計点が高い傾向が見られました。

また、運動が「あまり好きでない」「きらい」と答える児童生徒の割合は、校種が上がるほど増加しており、特に女子においてその傾向が顕著であり、高校生女子の約3割が「運動が嫌い」と答えています。

調査結果の概要についての説明は以上です。

続いて、調査結果の考察を述べさせていただきます。

小学生の体力については、確実に向上しております。その要因としては、体力向上に向けた取組の定着や教職員の意識の高まりが考えられます。また、各郡市に配置している体育専科教員の活躍も大きいものととらえております。

中学生及び高校生の体力については、全国平均には多くの項目で達していない状況です。改善に向けた取組の充実が喫緊の課題であり、保健体育授業の充実を図ることと、学校や家庭生活での運動の実施頻度を高める工夫の両方が必要であると考えております。

大分っ子は、特に「50m走」(スピード)及び「立ち幅跳び」(瞬発力)において、どの年齢(学年)もほとんど全国平均を下回っており、その改善に向けては、授業や一校一実践の中で、「走る」「跳ぶ」に特化した動きを、意識的に取り入れる必要があると考えております。

また、「50m走」(スピード)及び「立ち幅跳び」(瞬発力)が全国

平均を下回る要因として、肥満率が15歳を除くすべての年齢で全国平均を上回っていることも考えられます。肥満率を下げるためには、生活習慣の改善に向けた取組も必要と考えております。

今年度から全ての学校で取り組んでいる体力向上に向けた「一校一実践」については、多くの学校から児童生徒の外遊びや体育的活動の充実につながっているとの報告がなされているところです。

今後は、取組状況の検証を行うとともに、優良事例の紹介などを行い、各学校での取組がより一層充実するよう支援を行って参ります。

また、体力向上については、調査結果の向上のみを目指した取組ではなく、児童生徒に運動の楽しさを味わわせ、運動の日常化・習慣化が図られること目指した取組となるよう今後も継続して啓発を行って参ります。

以上で体力調査結果についての報告を終わります。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(波多野委員)

小学校は体育専科教員の活躍で体力が向上したことはよくわかります。一方、中学、高校にはもともと専門の教員がいるのに体力の実態がなかなか改善されない。その理由として、保健体育の授業のあり方や食生活との関連は考えられますが、他の要因として何が考えられますか。

(蓑田体育保健課長)

中学校では、やりたい運動部がないということも影響しています。学年が上がるごとに運動しなくなる傾向が見られ、その傾向は高校で一気に加速しています。本県では高校生女子の運動部への入部率が九州各県では最も低くなっています。

今後は、どの段階で運動から離れているのかを検証するとともに、一校一実践を通して運動好きを増やす取組を行なっていきたいと考えています。

(麻生委員)

学校全体で体力向上に取り組んでいる学校がどれくらいあるのか、その実態を把握していますか。

(蓑田体育保健課長)

把握していません。

一校一実践では学校全体で体力向上に取り組むこととしているが、実際には学校ごとで温度差があります。体力調査の結果を参考にして、児

童生徒の実態を踏まえた取組を行なうよう指導していきます。

(松田職務代理)

課題である50m走や立ち幅跳びの改善に向けては、走る、跳ぶといった動作をしっかり保健体育授業に取り入れるとともに、部活動の在り方や年齢的なことも加味しながら対応していかなければいけません。

(蓑田体育保健課長)

補足ですが、全国平均に比べ本県は肥満傾向にある児童生徒の割合が高いことも、50m走や立ち幅跳びの調査結果に影響を与えていると考えられることから、今後は食生活の指導も必要であります。

(波多野委員)

大分県は駄菓子消費量が日本一であるとの報道を聞きました。

(林委員)

ぜひ、食育を大事にしてほしいです。

(岩崎委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

ないようですので、非公開の議事に入ります。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課（教育改革・企画課、社会教育課）在室

第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

(岩崎委員長)

それでは、第3号議案「大分県立図書館協議会委員の任命について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第3号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(岩崎委員長)

それでは、第4号議案「教職員の懲戒処分について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第4号議案の承認について、お諮りいたします。第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第4号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①平成26年度大分県教科用図書選定選定審議会委員の選任について

(岩崎委員長)

それでは、協議の①「平成26年度大分県教科用図書選定選定審議会委員の選任について」協議をします。

(説明)

(岩崎委員長)

質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

最後にこの際、何かありましたらどうぞお願いします。

特にないようですので、これで平成25年度第17回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成25年度第17回大分県教育委員会会議次第

日時 平成25年11月8日(金)

14:10~15:25

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

第2号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

第3号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

第4号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

①特別支援教育就学奨励費に係る寄附の申し出について

②平成25年度大分っ子の体力テストの結果について

(3) 協 議

①平成26年度大分県教科用図書選定選定審議会委員の選任について

(4) その他

4 閉 会

第一号議案

平成二十六年大分県公立学校教職員定期人事異動方針等について

平成二十六年大分県公立学校教職員定期人事異動方針及び平成二十六年大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱を別紙のとおり決定する。

平成二十五年十一月八日提出

大分県教育委員会教育長 野中 信孝

提案理由

平成二十六年度の公立学校教職員定期人事異動にあたり、その方針及び実施要綱を定めたいので提案する。

平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針（案）

平成25年11月8日
大分県教育委員会

第1 基本方針

県教育委員会は、平成20年の不祥事を受けて、県民の信頼回復に向けて各種試験制度の抜本的な見直しを始めとする様々な教育行政の改善策をこれまで着実に実施してきた。

これらの改革は、学校における教育の質の向上を図るための基盤整備というべきものであり、全ての教職員自らが、教育本来の目的である、「子どもたちが夢に挑戦し、自己実現を図るための基礎となる力を身につけさせる」ため、常日頃から改革・改善の視点を持ち、情熱をもって教育の実践に取り組んでいく必要がある。

さらに教育行政を取り巻く社会情勢は、国内外問わず、予想を超えたスピードで変化し多様化が進んでおり、県教育委員会としては、これまでの改革を一層推進するとともに、各学校が社会情勢の変化を敏感に受け止め、子どもたちのために十分な対応ができるよう、不断の見直しによる教育改革・学校改革を進めていく必要がある。

そのためには、教育行政の根幹ともいえるべき教職員人事について、「組織づくり」と「人づくり」を担う人材の育成という使命に基づき、組織力の向上と教職員の資質向上を図る必要がある。組織力の向上については、学校教育目標の明確化、主任制度の徹底など目標達成に向けて組織的に取り組む芯の通った学校組織の一層の深化が求められる。また、教職員の資質向上については、教職員評価システムによる人事評価（以下「人事評価」という。）結果を教職員の人事異動や校内人事に積極的に活用することにより、それぞれの教育課題解決に向けた適材適所の人事配置をより一層推進することが必要である。以上のことを踏まえ、適正かつ体系的な人事管理の確立に向けて、次の事項を基本に行う。

- 1 平成24年11月策定の「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランを踏まえ、校内人事を含む教職員人事を通じた教育改革・学校改革を進める。
- 2 平成23年10月策定の大分県公立学校教職員の人材育成方針に沿って、人事異動を通じた人材の育成を図る。
- 3 教職員評価システムの人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲等を踏まえ、適材適所の人事配置を推進するとともに、平成21年度以降の人事異動方針等の見直しの趣旨を徹底する。
- 4 県全体の学校力の向上及び教職員の意識改革を図るため、校長や市町村教育委員会の意見を聞きながら、広域人事を一層促進する。
- 5 人事委員会との共同実施による管理職登用選考試験をはじめ、教職員人事作業の各段階において、公正かつ適正な人事事務を執行する。
- 6 教職員の意識改革を図るため、県教育委員会及び市町村教育委員会の事務局をはじめ、知事部局等との人事交流を促進する。
- 7 教職員人事全般（各学校における主任の任命や分掌の決定などを含む）に関して、職務上知り得た情報の管理を徹底するとともに、職員団体や教育関係団体等外部からの不当な要請・依頼等については、その趣旨を問わず、これらを一切受けない。

上記基本方針のもと、平成26年度の定期人事異動については、次の方針により行うものとする。

第2 人事異動

1 校長及び教頭等への登用

- (1) 校長及び教頭等への任用は、採用候補者名簿の上位の者から行うことを原則とする。ただし、平成26年4月2日以降の任用にあたっては、有効期間内の採用候補者名簿の上位の者であり、かつ平成25年度以降の人事評価等が別に定める水準以上の者から優先して行うことを原則とする。

また、行政等からの任用にあたっては、別に定めるところにより校長及び教頭等として任用される資格を有する者の中から行う。

- (2) 配置にあたっては、人事評価結果等を踏まえながら、次の事項に留意し、適任の者を配置する。

- ・校長にあつては、教育改革・学校改革への理念、人材育成への取り組み、学校種毎の経験、各学校毎の課題等
- ・教頭にあつては、教育改革・学校改革への理念、人材育成への取り組み、学校種毎の経験、各学校毎の課題及び学校規模、各学校の教科別教員構成等
- ・事務長・市町村立学校支援センター所長にあつては、教育改革・学校改革への理念、人材育成への取り組み、各学校・地域毎の事務運営上の課題等

- (3) 民間人校長の登用にあたっては、その経験が学校経営に活かされ、波及効果が現れるように配置するとともに、適切な支援を行う。

2 新採用

- (1) 平成26年度大分県公立学校教員採用予定者名簿に登載された者の中から採用する。
- (2) 学校規模、地域性等を考慮しながら、全県的視野に立った均衡ある配置を行う。
- (3) 特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級に配置を行う。

3 転任等

人材育成を図るため、採用から早い時期に異なる環境、多様な経験を積ませる。

(1) 市町村立学校

- ① 人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。
 - ・小・中学校間において、専科教員の兼務発令などにより小中連携を強化する人事異動の推進
 - ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化
 - ・中学校における教科別教員構成の適正化
 - ・小・中学校における特別支援教育の専門性向上のための教職員の人材確保と適正配置
 - ・へき地学校における教職員の人材確保と適正配置
 - ・臨時講師比率の地域間格差の是正
 - ・教職員の人材育成の観点から、地域間・校種間・職種間の異動など多様な経験が可能となる適正配置
- ② 学校支援センターについては、人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。
 - ・学校事務職員の人材育成と活用
 - ・学校支援センターの機能向上のための人員配置
- ③ 学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、県立学校との人事異動を促進する。
- ④ 学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。

(2) 県立学校

- ① 人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的な視野に立った適正な人事を行う。
 - ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化
 - ・教科別教員構成の適正化
 - ・同一校における勤務期間等
 - ② 県全体の学校力・教育力を向上するため、普通科系高等学校と専門学科系高等学校、大規模校と小規模校、全日制高等学校と定時制高等学校の人事異動を、それぞれ推進する。
 - ③ 高等学校と特別支援学校の人事異動を行うことにより、相互の特別支援教育の振興及び教職員の専門性の向上を図る。
 - ④ 学校教育目標の達成と学校活性化を図るため、教職員人事異動公募制度を実施する。
 - ⑤ 学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、市町村立学校との人事異動を促進する。
 - ⑥ 学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。
- (3) 特別支援学校については、市町村立学校からの転入者は原則として上記(1)の方針に、それ以外の教職員は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。
 - (4) 県立中学校については、市町村立学校からの異動者は原則として上記(1)の方針に、県立学校からの異動者は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。

第3 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置

校長がその指導力を発揮するとともに、組織運営体制、指導体制の充実や学校組織の活性化を図るため、引き続き必要と認める学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を配置する。

なお、主幹教諭の任用にあたっては、別に定めるところにより、教頭採用候補者名簿の登載者の中から、名簿の有効期間中に限り、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することができるものとする。

第4 退職

1 希望退職者の募集等

別に定めるところにより行う。

2 再雇用制度

新たな再雇用制度の開始に伴い、今後は再雇用希望者の増加が見込まれる。再雇用希望者については、長年の勤務内容を考慮し、適材適所の観点から、教職員定数の範囲内で再任用又は非常勤職員として配置する。

大分県公立学校教職員定期人事異動方針 新旧対照

現 行	平成26年度
<p>平成25年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針</p> <p style="text-align: right;">平成24年11月12日 大分県教育委員会</p>	<p>平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針</p> <p style="text-align: right;">平成25年11月8日 大分県教育委員会</p>
<p>第1 基本方針</p> <p>県教育委員会は、平成20年の不祥事を受けて、県民の信頼回復に向けて各種試験制度の抜本的な見直しを始めとする様々な教育行政の改善策をこれまで着実に実施してきた。</p> <p>これらの改革は、学校における教育の質の向上を図るための基盤整備といふべきものであり、全ての教職員自らが、教育本来の目的である、「子どもたちが夢に挑戦し、自己実現を図るための基礎となる力を身につけさせる」ため、常日頃から改革・改善の視点をもち、情熱をもって教育の実践に取り組んでいく必要がある。</p> <p>県教育委員会では、教育行政の根幹ともいふべき教職員人事について、「組織づくり」と「人づくり」を担う人材の育成という使命に基づき、組織力の向上と教職員の資質向上を図る必要がある。組織力の向上については、学校教育目標の明確化、主任制度の徹底など目標達成に向けて組織的に取り組む芯の通った学校組織の確立が求められる。また、教職員の資質向上については、教職員評価システムによる人事評価（以下「人事評価」という。）結果を教職員の人事異動や校内人事に積極的に活用することにより、それぞれの教育課題解決に向けた適材適所の人事配置をより一層推進することが必要である。以上のことを踏まえ、適正かつ体系的な人事管理の確立に向けて、次の事項を基本に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年9月の学校の組織的課題解決力向上についての提言及び今後策定予定の「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランを踏まえ、校内人事を含む教職員人事を通じた教育改革・学校改革を進める。 2 平成23年10月策定の大分県公立学校教職員の人材育成方針に沿って、人事異動を通じた人材の育成を図る。 3 教職員評価システムの人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲等を踏まえ、適材適所の人事配置を推進するとともに、平成21年度以降の人事異動方針等の見直しの趣旨を徹底する。 4 全県的な教育水準の向上と教職員の意識改革を図るため、校長や市町村教育委員会の意見を尊重しながら、広域人事を一層促進する。 5 人事委員会との共同実施による管理職登用選考試験をはじめ、教職員人事作業の各段階において、公正かつ適正な人事事務を執行する。 6 教職員の意識改革を図るため、県教育委員会及び市町村教育委員会の事務局をはじめ、知事部局等との人事交流を促進する。 7 教職員人事全般（各学校における主任の任命や分掌の決定などを含む）に関して、職務上知り得た情報の管理を徹底するとともに、職員団体や教育関係団体等外部からの不当な要請・依頼等については、その趣旨を問わず、これらを一切受けない。 <p>上記基本方針のもと、平成25年度の定期人事異動については、次の方針により行うものとする。</p>	<p>第1 基本方針</p> <p>県教育委員会は、平成20年の不祥事を受けて、県民の信頼回復に向けて各種試験制度の抜本的な見直しを始めとする様々な教育行政の改善策をこれまで着実に実施してきた。</p> <p>これらの改革は、学校における教育の質の向上を図るための基盤整備といふべきものであり、全ての教職員自らが、教育本来の目的である、「子どもたちが夢に挑戦し、自己実現を図るための基礎となる力を身につけさせる」ため、常日頃から改革・改善の視点をもち、情熱をもって教育の実践に取り組んでいく必要がある。</p> <p><u>さらに教育行政を取り巻く社会情勢は、国内外問わず、予想を超えたスピードで変化し多様化が進んでおり、県教育委員会としては、これまでの改革を一層推進するとともに、各学校が社会情勢の変化を敏感に受け止め、子どもたちのために十分な対応ができるよう、不断の見直しによる教育改革・学校改革を進めていく必要がある。</u></p> <p><u>そのためには、教育行政の根幹ともいふべき教職員人事について、「組織づくり」と「人づくり」を担う人材の育成という使命に基づき、組織力の向上と教職員の資質向上を図る必要がある。組織力の向上については、学校教育目標の明確化、主任制度の徹底など目標達成に向けて組織的に取り組む芯の通った学校組織の一層の深化が求められる。また、教職員の資質向上については、教職員評価システムによる人事評価（以下「人事評価」という。）結果を教職員の人事異動や校内人事に積極的に活用することにより、それぞれの教育課題解決に向けた適材適所の人事配置をより一層推進することが必要である。以上のことを踏まえ、適正かつ体系的な人事管理の確立に向けて、次の事項を基本に行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>平成24年11月策定の「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プランを踏まえ、校内人事を含む教職員人事を通じた教育改革・学校改革を進める。</u> 2 平成23年10月策定の大分県公立学校教職員の人材育成方針に沿って、人事異動を通じた人材の育成を図る。 3 教職員評価システムの人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲等を踏まえ、適材適所の人事配置を推進するとともに、平成21年度以降の人事異動方針等の見直しの趣旨を徹底する。 4 <u>県全体の学校力の向上及び教職員の意識改革と人材育成を図るため、校長や市町村教育委員会の意見を聞きながら、広域人事を一層促進する。</u> 5 人事委員会との共同実施による管理職登用選考試験をはじめ、教職員人事作業の各段階において、公正かつ適正な人事事務を執行する。 6 教職員の意識改革を図るため、県教育委員会及び市町村教育委員会の事務局をはじめ、知事部局等との人事交流を促進する。 7 教職員人事全般（各学校における主任の任命や分掌の決定などを含む）に関して、職務上知り得た情報の管理を徹底するとともに、職員団体や教育関係団体等外部からの不当な要請・依頼等については、その趣旨を問わず、これらを一切受けない。 <p>上記基本方針のもと、平成26年度の定期人事異動については、次の方針により行うものとする。</p>
<p>第2 人事異動</p> <p>1 校長及び教頭等への登用</p> <p>(1) 校長及び教頭等への任用は、採用候補者名簿の上位の者から行うことを原則とし、行政等からの任用にあたっては、別に定めるところにより校長及び教頭等として任用される資格を有する者の中から行う。</p> <p>(2) 配置にあたっては、人事評価結果等を踏まえながら、次の事項に留意し、適任の者を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長にあつては、教育改革・学校改革への理念、学校種毎の経験、各学校毎の課題等 ・教頭にあつては、教育改革・学校改革への理念、学校種毎の経験、各学校毎の課題及び学校規模、各学校の教科別教員構成等 ・事務長・市町村立学校支援センター所長にあつては、教育改革・学校改革への理念、各学校・地域毎の事務運営上の課題等 <p>(3) 民間人校長の登用にあたっては、その経験が学校経営に活かされ、波及効果が現れるように配置するとともに、適切な支援を行う。</p>	<p>第2 人事異動</p> <p>1 校長及び教頭等への登用</p> <p>(1) 校長及び教頭等への任用は、採用候補者名簿の上位の者から行うことを原則とする。<u>ただし、平成26年4月2日以降の任用にあたっては、有効期間内の採用候補者名簿の上位の者であり、かつ平成25年度以降の人事評価等が別に定める水準以上の者から優先して行うことを原則とする。</u></p> <p><u>また、行政等からの任用にあたっては、別に定めるところにより校長及び教頭等として任用される資格を有する者の中から行う。</u></p> <p>(2) 配置にあたっては、人事評価結果等を踏まえながら、次の事項に留意し、適任の者を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長にあつては、教育改革・学校改革への理念、<u>人材育成への取り組み</u>、学校種毎の経験、各学校毎の課題等 ・教頭にあつては、教育改革・学校改革への理念、<u>人材育成への取り組み</u>、学校種毎の経験、各学校毎の課題及び学校規模、各学校の教科別教員構成等 ・事務長・市町村立学校支援センター所長にあつては、教育改革・学校改革への理念、<u>人材育成への取り組み</u>、各学校・地域毎の事務運営上の課題等 <p>(3) 民間人校長の登用にあたっては、その経験が学校経営に活かされ、波及効果が現れるように配置するとともに、適切な支援を行う。</p>

2 新採用

- (1) 平成25年度大分県公立学校教員採用予定者名簿に登載された者の中から採用する。
- (2) 学校規模、地域性等を考慮しながら、全県的視野に立った均衡ある配置を行う。
- (3) 特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級に配置を行う。

3 転任等

人材育成を図るため、採用から早い時期に異なる環境、多様な経験を積ませる。

(1) 市町村立学校

- ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。
 - ・小・中学校間において、専科教員の兼務発令などにより小中連携を強化する人事交流の推進
 - ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化
 - ・中学校における教科別教員構成の適正化
 - ・小・中学校における特別支援教育の専門性向上のための教職員の人材確保と適正配置
 - ・へき地学校における教職員の人材確保と適正配置
 - ・臨時講師比率の地域間格差の是正
 - ・教職員の人材育成の観点から、地域間・校種間・職種間の交流など多様な経験が可能となる適正配置
- ②学校支援センターについては、人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。
 - ・学校事務職員の人材育成と活用
 - ・学校支援センターの機能向上のための人員配置
- ③学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、県立学校との人事交流を促進する。
- ④学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。

(2) 県立学校

- ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的な視野に立った適正な人事を行う。
 - ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化
 - ・教科別教員構成の適正化
 - ・同一校における勤務期間等
 - ②県全体の学校力・教育力を向上するため、普通科系高等学校と専門学科系高等学校、大規模校と小規模校、全日制高等学校と定時制高等学校の人事交流を、それぞれ推進する。
 - ③高等学校と特別支援学校の人事交流を行うことにより、相互の特別支援教育の振興及び教職員の専門性の向上を図る。
 - ④学校教育目標の達成と学校活性化を図るため、教職員人事異動公募制度を実施する。
 - ⑤学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、市町村立学校との人事交流を促進する。
 - ⑥学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。
- (3) 特別支援学校については、市町村立学校からの転入者は原則として上記(1)の方針に、それ以外の教職員は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。
- (4) 県立中学校については、市町村立学校からの転入者は原則として上記(1)の方針に、県立学校からの転入者は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。

第3 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置

校長がその指導力を発揮するとともに、組織運営体制、指導体制の充実や学校組織の活性化を図るため、引き続き必要と認める学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を配置する。

なお、主幹教諭の任用にあたっては、別に定めるところにより、教頭採用候補者名簿の登載者の中から、名簿の有効期間中に限り、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することができるものとする。

第4 退職

1 希望退職者の募集等

別に定めるところにより行う。

2 再雇用制度

人事評価結果等を踏まえ、教職員定数の範囲内で再任用又は非常勤のポストの活用を図り、再雇用制度の計画的な運用を図る。

2 新採用

- (1) 平成26年度大分県公立学校教員採用予定者名簿に登載された者の中から採用する。
- (2) 学校規模、地域性等を考慮しながら、全県的視野に立った均衡ある配置を行う。
- (3) 特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級に配置を行う。

3 転任等

人材育成を図るため、採用から早い時期に異なる環境、多様な経験を積ませる。

(1) 市町村立学校

- ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。
 - ・小・中学校間において、専科教員の兼務発令などにより小中連携を強化する人事異動の推進
 - ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化
 - ・中学校における教科別教員構成の適正化
 - ・小・中学校における特別支援教育の専門性向上のための教職員の人材確保と適正配置
 - ・へき地学校における教職員の人材確保と適正配置
 - ・臨時講師比率の地域間格差の是正
 - ・教職員の人材育成の観点から、地域間・校種間・職種間の異動など多様な経験が可能となる適正配置
- ②学校支援センターについては、人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的視野に立った広域人事を一層推進する。
 - ・学校事務職員の人材育成と活用
 - ・学校支援センターの機能向上のための人員配置
- ③学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、県立学校との人事異動を促進する。
- ④学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。

(2) 県立学校

- ①人事評価結果等を踏まえ、次のような課題に留意し、全県的な視野に立った適正な人事を行う。
 - ・年齢、免許等を考慮した教職員構成の適正化
 - ・教科別教員構成の適正化
 - ・同一校における勤務期間等
 - ②県全体の学校力・教育力を向上するため、普通科系高等学校と専門学科系高等学校、大規模校と小規模校、全日制高等学校と定時制高等学校の人事異動を、それぞれ推進する。
 - ③高等学校と特別支援学校の人事異動を行うことにより、相互の特別支援教育の振興及び教職員の専門性の向上を図る。
 - ④学校教育目標の達成と学校活性化を図るため、教職員人事異動公募制度を実施する。
 - ⑤学校事務職員及び養護教諭については、人材育成の観点から、市町村立学校との人事異動を促進する。
 - ⑥学校事務職員については、係長級在級5年以上の者のうち、勤務成績良好な者を主査から副主幹へ登用する。
- (3) 特別支援学校については、市町村立学校からの転入者は原則として上記(1)の方針に、それ以外の教職員は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。
- (4) 県立中学校については、市町村立学校からの異動者は原則として上記(1)の方針に、県立学校からの異動者は原則として上記(2)の方針に、それぞれ従う。

第3 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置

校長がその指導力を発揮するとともに、組織運営体制、指導体制の充実や学校組織の活性化を図るため、引き続き必要と認める学校に副校長、主幹教諭、指導教諭を配置する。

なお、主幹教諭の任用にあたっては、別に定めるところにより、教頭採用候補者名簿の登載者の中から、名簿の有効期間中に限り、教頭に任用されない者を、主幹教諭として任用することができるものとする。

第4 退職

1 希望退職者の募集等

別に定めるところにより行う。

2 再雇用制度

新たな再雇用制度の開始に伴い、今後は再雇用希望者の増加が見込まれる。再雇用希望者については、長年の勤務内容を考慮し、適材適所の観点から、教職員定数の範囲内で再任用又は非常勤職員として配置する。

平成26年度 大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱（案）

平成24年11月8日
大分県教育委員会

1 目的

この要綱は、「平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、公立小・中学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 異動基準

(1) 用語の定義

「広域的な異動」とは、(2)に示す人事地域間の異動をいう。

「標準規模以上の学校」とは、原則として小学校10学級以上、中学校6学級以上の学校をいう。

(2) 人事地域

人事地域は次の14地域とする。

1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市
4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市
7 由布市	8 大分市	9 臼杵市・津久見市
10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市
13 日田市	14 玖珠町・九重町	

次に掲げる学校等については人事地域とみなす。

- | |
|-------------------|
| A 離島（姫島）にある学校 |
| B 大分県立大分豊府中学校 |
| C 大分大学教育福祉科学部附属学校 |
| D 児童相談所 |
| E 教育委員会事務局等 |

(3) 管理職人事

- ① 全県的な教育水準の向上と均衡を図るため、これまでどおり広域的な異動を積極的に推進するとともに、学校種別間及び行政等との異動に努める。
- ② 市町村立学校支援センター（以下「支援センター」という。）所長については地域ごとの課題に的確に対応できる人事配置を行う。

(4) 一般教職員人事

- ① 人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲を生かした人事配置に努める。
- ② 原則として同一校在職3年以上の者は異動の対象とし、特に同一校在職6年以上の者は積極的に異動を推進する。
- ③ 早い時期に広域的な異動を経験させるものとする。原則として、新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務するものとし、その間、標準規模以上の学校を1校以上経験する。
- ④ 原則として、同一人事地域に12年以上在職する者は、広域的な異動を積極的に推進する。

- ⑤ 特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校との人事異動を推進し、異動後の配置において、特別支援教育の中核となる人材を育成する。
- ⑥ 養護教諭については、原則として同一校在職3年以上の者を異動の対象とし、市町村立学校、県立学校及び教育委員会との人事異動を促進する。
- ⑦ 学校事務職員については、原則として同一校及び同一支援センター在職3年以上の者を異動の対象とし、市町村立学校、支援センター、県立学校及び教育委員会との人事異動を推進する。
- ⑧ 学校事務職員は、別途定める配置基準に基づき配置する。

(5) 新採用教職員人事

- ① 全県の視野に立ち配置する。
- ② 原則として標準規模以上の学校に配置する。
- ③ 原則として同一校在職3年以上の者は、広域的な異動の対象とし、積極的に推進する。
なお、平成24年度以降の特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者で、市町村立学校の特別支援学級に勤務する者については、原則として在職3年以上の者を異動対象とし、県立の特別支援学校との人事異動を行う。
- ④ 学校事務職員は、教育委員会、市町村立学校または支援センターに配置する。

現 行	平成26年度																																								
<p>平成25年度 大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱 (平成24年11月12日教育委員会議決)</p>	<p>平成26年度 大分県公立小・中学校教職員定期人事異動実施要綱 (平成25年11月8日教育委員会議決)</p>																																								
<p>1 目的 この要綱は、「平成25年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、公立小中学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>1 目的 この要綱は、「平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、公立小中学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>																																								
<p>2 異動基準 (1) 用語の定義 「広域的な異動」とは、(2)に示す人事地域間の異動をいう。 「標準規模以上の学校」とは、原則として小学校10学級以上、中学校6学級以上の校をいう。</p> <p>(2) 人事地域 人事地域は次の14地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 中津市</td> <td style="width: 33%;">2 宇佐市</td> <td style="width: 33%;">3 豊後高田市</td> </tr> <tr> <td>4 国東市・姫島村</td> <td>5 杵築市・日出町</td> <td>6 別府市</td> </tr> <tr> <td>7 由布市</td> <td>8 大分市</td> <td>9 臼杵市・津久見市</td> </tr> <tr> <td>10 佐伯市</td> <td>11 竹田市</td> <td>12 豊後大野市</td> </tr> <tr> <td>13 日田市</td> <td>14 玖珠町・九重町</td> <td></td> </tr> </table> <p>次に掲げる学校等については人事地域とみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>A 離島（姫島）にある学校</td></tr> <tr><td>B 大分県立大分豊府中学校</td></tr> <tr><td>C 大分大学教育福祉科学部附属学校</td></tr> <tr><td>D 児童相談所</td></tr> <tr><td>E 教育委員会事務局等</td></tr> </table>	1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市	4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市	7 由布市	8 大分市	9 臼杵市・津久見市	10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市	13 日田市	14 玖珠町・九重町		A 離島（姫島）にある学校	B 大分県立大分豊府中学校	C 大分大学教育福祉科学部附属学校	D 児童相談所	E 教育委員会事務局等	<p>2 異動基準 (1) 用語の定義 「広域的な異動」とは、(2)に示す人事地域間の異動をいう。 「標準規模以上の学校」とは、原則として小学校10学級以上、中学校6学級以上の校をいう。</p> <p>(2) 人事地域 人事地域は次の14地域とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 中津市</td> <td style="width: 33%;">2 宇佐市</td> <td style="width: 33%;">3 豊後高田市</td> </tr> <tr> <td>4 国東市・姫島村</td> <td>5 杵築市・日出町</td> <td>6 別府市</td> </tr> <tr> <td>7 由布市</td> <td>8 大分市</td> <td>9 臼杵市・津久見市</td> </tr> <tr> <td>10 佐伯市</td> <td>11 竹田市</td> <td>12 豊後大野市</td> </tr> <tr> <td>13 日田市</td> <td>14 玖珠町・九重町</td> <td></td> </tr> </table> <p>次に掲げる学校等については人事地域とみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>A 離島（姫島）にある学校</td></tr> <tr><td>B 大分県立大分豊府中学校</td></tr> <tr><td>C 大分大学教育福祉科学部附属学校</td></tr> <tr><td>D 児童相談所</td></tr> <tr><td>E 教育委員会事務局等</td></tr> </table>	1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市	4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市	7 由布市	8 大分市	9 臼杵市・津久見市	10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市	13 日田市	14 玖珠町・九重町		A 離島（姫島）にある学校	B 大分県立大分豊府中学校	C 大分大学教育福祉科学部附属学校	D 児童相談所	E 教育委員会事務局等
1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市																																							
4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市																																							
7 由布市	8 大分市	9 臼杵市・津久見市																																							
10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市																																							
13 日田市	14 玖珠町・九重町																																								
A 離島（姫島）にある学校																																									
B 大分県立大分豊府中学校																																									
C 大分大学教育福祉科学部附属学校																																									
D 児童相談所																																									
E 教育委員会事務局等																																									
1 中津市	2 宇佐市	3 豊後高田市																																							
4 国東市・姫島村	5 杵築市・日出町	6 別府市																																							
7 由布市	8 大分市	9 臼杵市・津久見市																																							
10 佐伯市	11 竹田市	12 豊後大野市																																							
13 日田市	14 玖珠町・九重町																																								
A 離島（姫島）にある学校																																									
B 大分県立大分豊府中学校																																									
C 大分大学教育福祉科学部附属学校																																									
D 児童相談所																																									
E 教育委員会事務局等																																									
<p>(3) 管理職人事 ① 全県的な教育水準の向上と均衡を図るため、これまでどおり広域的な異動を積極的推進するとともに、学校種別間及び行政等との交流に努める。 ② 市町村立学校支援センター（以下「支援センター」という。）所長については地域との課題に的確に対応できる人事配置を行う。</p>	<p>(3) 管理職人事 ① 全県的な教育水準の向上と均衡を図るため、これまでどおり広域的な異動を積極的推進するとともに、学校種別間及び行政等との異動に努める。 ② 市町村立学校支援センター（以下「支援センター」という。）所長については地域との課題に的確に対応できる人事配置を行う。</p>																																								
<p>(4) 一般教職員人事 ① 人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲を生かした人事配置に努める。 ② 原則として同一校在職3年以上の者は異動の対象とし、特に同一校在職6年以上の者は積極的に異動を推進する。 ③ 早い時期に広域的な異動を経験させるものとする。原則として、新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務するものとし、その間、標準規模以上の学校1校以上経験する。 ④ 原則として、同一人事地域に12年以上在職する者は、広域的な異動を積極的に推進する。 ⑤ 特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校との人事交流を推進し、交流後の配置において、特別支援教育の中核となる人材を育成する。 ⑥ 養護教諭については、原則として同一校在職3年以上の者を異動の対象とし、市町村立学校、県立学校及び教育委員会との人事交流を促進する。 ⑦ 学校事務職員については、原則として同一校及び同一支援センター在職3年以上の者を異動の対象とし、市町村立学校、支援センター、県立学校及び教育委員会との人事交流を推進する。 ⑧ 学校事務職員は、別途定める配置基準に基づき配置する。</p>	<p>(4) 一般教職員人事 ① 人事評価結果や教職員一人ひとりの能力、適性、意欲を生かした人事配置に努める。 ② 原則として同一校在職3年以上の者は異動の対象とし、特に同一校在職6年以上の者は積極的に異動を推進する。 ③ 早い時期に広域的な異動を経験させるものとする。原則として、新採用からおおむね10年以内に3つ以上の人事地域を勤務するものとし、その間、標準規模以上の学校1校以上経験する。 ④ 原則として、同一人事地域に12年以上在職する者は、広域的な異動を積極的に推進する。 ⑤ 特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校との人事異動を推進し、異動後の配置において、特別支援教育の中核となる人材を育成する。 ⑥ 養護教諭については、原則として同一校在職3年以上の者を異動の対象とし、市町村立学校、県立学校及び教育委員会との人事異動を促進する。 ⑦ 学校事務職員については、原則として同一校及び同一支援センター在職3年以上の者を異動の対象とし、市町村立学校、支援センター、県立学校及び教育委員会との人事異動を推進する。 ⑧ 学校事務職員は、別途定める配置基準に基づき配置する。</p>																																								
<p>(5) 新採用教職員人事 ① 全県的視野に立ち配置する。 ② 原則として標準規模以上の学校に配置する。 ③ 原則として同一校在職3年以上の者は、広域的な異動の対象とし、積極的に推進する。 なお、平成24年度以降の特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者で、市町村立学校の特別支援学級に勤務する者については、原則として在職3年以上の者を異動対とし、県立の特別支援学校との人事交流を行う。 ④ 学校事務職員は、教育委員会、市町村立学校または支援センターに配置する。</p>	<p>(5) 新採用教職員人事 ① 全県的視野に立ち配置する。 ② 原則として標準規模以上の学校に配置する。 ③ 原則として同一校在職3年以上の者は、広域的な異動の対象とし、積極的に推進する。 なお、平成24年度以降の特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者で、市町村立学校の特別支援学級に勤務する者については、原則として在職3年以上の者を異動対とし、県立の特別支援学校との人事異動を行う。 ④ 学校事務職員は、教育委員会、市町村立学校または支援センターに配置する。</p>																																								

平成26年度 大分県立学校教職員定期人事異動実施要綱（案）
（平成25年11月8日教育長決裁）

1 目的

この要綱は、「平成25年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、大分県立学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 異動基準

(1) 行政区

行政区は市町村単位とし、より一層の適材適所の配置に努める。

ただし 大分豊府中学校、定時制高校、通信制高校、教育委員会等（附属特別支援学校・附属中学校を含む）は、別行政区として扱う。

(2) 管理職人事

- ① 各学校における特色ある教育活動の一層の充実を図るため、異動を積極的に推進するとともに、学校種別間及び課程間、行政等との異動に努める。
- ② 事務長については、学校と教育委員会事務局間との異動を推進する。

(3) 一般教職員人事

- ① 人事評価等を踏まえ、教職員一人ひとりの特性や能力を生かした異動に努める。
- ② 原則として、転任は行政区を変えるものとし、広域的な人事異動を推進する。
- ③ 原則として、同一校在職3年以上の者を異動の対象とし、以下の者の異動を推進する。

A	：	新採用の学校に3年以上在職する者
B	：	2校目の学校に3年以上在職する者
C	：	3校目以後の学校に6年以上在職する者

- ④ 教職員の適正配置及び人材育成の推進を図るため、採用から早い時期に普通科高校と専門高校間の異動を推進する。
- ⑤ 特別支援教育の一層の充実を図るため高等学校から特別支援学校への異動を推進する。
- ⑥ 新設校等の支援及び特色ある学校づくりの推進を図るため、別に定めるところにより教職員人事異動公募制度を実施する。
- ⑦ 原則として、特別支援学校へ異動する者は、特別支援学校免許所有者とし、所有していない者は、異動後に特別支援学校免許を取得することとする。
- ⑧ 課程間、異校種間、行政等との人事異動を推進する。
- ⑨ 養護教諭については、原則として同一校在職3年以上の者を異動の対象とし、県立学校と市町村立学校及び教育委員会との人事異動を促進する。
- ⑩ 学校事務職員については、同一校在職3年以上で異動対象とし、教育委員会、市町村立学校、支援センター等との人事異動を促進する。
- ⑪ 学校司書については、人材育成の観点から県立図書館との人事異動を推進する。
- ⑫ 平成24年度以降の特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級との人事異動を推進する。

(4) 新採用教職員人事

- ① 原則として、高等学校は、適正規模（1学年4学級以上）の学校に配置する。
- ② 特別支援学校教諭（小学部・中学部）採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級に配置する。

(5) 留意事項

- ① 学校運営上等の必要があれば異動対象者以外の異動を行う。
- ② 別府市立別府商業高等学校は、別府市の学校に準じる。
- ③ 定時制高校間及び同一行政区内の高校と特別支援学校の異動を認め、かつ行政区を変更したものとして扱う。
- ④ 原則として、小・中学校・高等学校採用者の特別支援学校間（大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校を除く）異動は、行わない。

現行	平成26年度												
<p>平成25年度 大分県立学校教職員定期人事異動実施要綱 (平成24年11月12日教育長決裁)</p> <p>1 目的 この要綱は、「平成25年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、大分県立学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 異動基準 (1) 行政区 行政区は市町村単位とし、より一層の適材適所の配置に努める。ただし、大分豊府中学校、定時制高校、通信制高校、教育委員会等(附属特別支援学校を含む)は、別行政区として扱う。</p> <p>(2) 管理職人事 ① 各学校における特色ある教育活動の一層の充実を図るため、異動を積極的に推進するとともに、学校種別間及び課程間、行政等との異動に努める。 ② 事務長については、学校と教育委員会事務局間との異動を推進する。</p> <p>(3) 一般教職員人事 ① 人事評価等を踏まえ、教職員一人ひとりの特性や能力を生かした異動に努める。 ② 原則として、転任は行政区を変えるものとし、広域的な人事異動を推進する。 ③ 原則として、同一校在職3年以上の者を異動の対象とし、以下の者の異動を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="222 1205 940 1329"> <tr> <td>A</td> <td>: 新採用の学校に3年以上在職する者</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>: 2校目の学校に3年以上在職する者</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>: 3校目以後の学校に6年以上在職する者</td> </tr> </table> <p>④ 教職員の適正配置及び人材育成の推進を図るため、採用から早い時期に普通科高校と専門高校間の異動を推進する。 ⑤ 特別支援教育の一層の充実を図るため高等学校から特別支援学校への異動を推進する。 ⑥ 新設校及び併設型中高一貫校(県立中学校)の学校目標達成と学校活性化を図るため、別に定めるところにより教職員人事異動公募制度を導入する。 ⑦ 原則として、特別支援学校へ異動する者は、特別支援学校免許所有者とし、有していない者は、異動後に特別支援学校免許を取得することとする。 ⑧ 課程間、異校種間、行政等との人事交流を推進する。 ⑨ 養護教諭については、原則として同一校在職3年以上の者を異動の対象とし、県立学校と市町村立学校及び教育委員会との人事交流を促進する。 ⑩ 学校事務職員については、同一校在職3年以上で異動対象とし、教育委員会、市町村立学校、支援センター等との人事異動を促進する。 ⑪ 平成24年度以降の特別支援学校教諭(小学部・中学部)採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級との人事交流を推進する。</p> <p>(4) 新採用教職員人事 ① 原則として、高等学校は、適正規模(1学年4学級以上)の学校に配置する。 ② 特別支援学校教諭(小学部・中学部)採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級に配置する。</p> <p>(5) 留意事項 ① 学校運営上等の必要があれば異動対象者以外の異動を行う。 ② 別府市立別府商業高等学校は、別府市の学校に準じる。 ③ 定時制高校間及び同一行政区内の高校と特別支援学校の異動を認め、かつ行政区を変更したものとして扱う。 ④ 原則として、小・中学校・高等学校採用者の特別支援学校間(大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校を除く)異動は、行わない。</p>	A	: 新採用の学校に3年以上在職する者	B	: 2校目の学校に3年以上在職する者	C	: 3校目以後の学校に6年以上在職する者	<p>平成26年度 大分県立学校教職員定期人事異動実施要綱(案) (平成25年 月 日教育長決裁)</p> <p>1 目的 この要綱は、「平成26年度大分県公立学校教職員定期人事異動方針」に基づき、大分県立学校教職員の定期人事異動を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 異動基準 (1) 行政区 行政区は市町村単位とし、より一層の適材適所の配置に努める。ただし、大分豊府中学校、定時制高校、通信制高校、教育委員会等(附属特別支援学校・附属中学校を含む)は、別行政区として扱う。</p> <p>(2) 管理職人事 ① 各学校における特色ある教育活動の一層の充実を図るため、異動を積極的に進ずるとともに、学校種別間及び課程間、行政等との異動に努める。 ② 事務長については、学校と教育委員会事務局間との異動を推進する。</p> <p>(3) 一般教職員人事 ① 人事評価等を踏まえ、教職員一人ひとりの特性や能力を生かした異動に努める。 ② 原則として、転任は行政区を変えるものとし、広域的な人事異動を推進する。 ③ 原則として、同一校在職3年以上の者を異動の対象とし、以下の者の異動を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1205 1896 1329"> <tr> <td>A</td> <td>: 新採用の学校に3年以上在職する者</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>: 2校目の学校に3年以上在職する者</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>: 3校目以後の学校に6年以上在職する者</td> </tr> </table> <p>④ 教職員の適正配置及び人材育成の推進を図るため、採用から早い時期に普通科高校と専門高校間の異動を推進する。 ⑤ 特別支援教育の一層の充実を図るため高等学校から特別支援学校への異動を推進する。 ⑥ <u>新設校等の支援及び特色ある学校づくりの推進を図るため、別に定めるところにより教職員人事異動公募制度を実施する。</u> ⑦ 原則として、特別支援学校へ異動する者は、特別支援学校免許所有者とし、有していない者は、異動後に特別支援学校免許を取得することとする。 ⑧ 課程間、異校種間、行政等との人事異動を推進する。 ⑨ 養護教諭については、原則として同一校在職3年以上の者を異動の対象とし県立学校と市町村立学校及び教育委員会との人事異動を促進する。 ⑩ 学校事務職員については、同一校在職3年以上で異動対象とし、教育委員会、市町村立学校、支援センター等との人事異動を促進する。 ⑪ <u>学校司書については、人材育成の観点から県立図書館との人事異動を推進する。</u> ⑫ 平成24年度以降の特別支援学校教諭(小学部・中学部)採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級との人事異動を推進する。</p> <p>(4) 新採用教職員人事 ① 原則として、高等学校は、適正規模(1学年4学級以上)の学校に配置する。 ② 特別支援学校教諭(小学部・中学部)採用者は、県立の特別支援学校及び市町村立学校の特別支援学級に配置する。</p> <p>(5) 留意事項 ① 学校運営上等の必要があれば異動対象者以外の異動を行う。 ② 別府市立別府商業高等学校は、別府市の学校に準じる。 ③ 定時制高校間及び同一行政区内の高校と特別支援学校の異動を認め、かつ行政区を変更したものとして扱う。 ④ 原則として、小・中学校・高等学校採用者の特別支援学校間(大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校を除く)異動は、行わない。</p>	A	: 新採用の学校に3年以上在職する者	B	: 2校目の学校に3年以上在職する者	C	: 3校目以後の学校に6年以上在職する者
A	: 新採用の学校に3年以上在職する者												
B	: 2校目の学校に3年以上在職する者												
C	: 3校目以後の学校に6年以上在職する者												
A	: 新採用の学校に3年以上在職する者												
B	: 2校目の学校に3年以上在職する者												
C	: 3校目以後の学校に6年以上在職する者												

第二号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十一月八日提出

大分県教育委員会教育長 野中 信孝

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「四週間」を「八週間」に、「八週間」を「十六週間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

提案理由

学校職員が週休日の振替等を取得しやすくするため、週休日の振替対象期間を拡大したので提案する。

週休日の振替等の一部改正の概要

1 週休日の振替等

週休日とは、「勤務時間を割り振らない日」のことで、日曜日及び土曜日をいう。

週休日の振替等（「週休日の振替」及び「4時間の勤務時間の割振り変更」のことをいう。）とは、週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合に、他の勤務日を週休日に変更し、その日に割り振られた勤務時間を勤務することを命ずる必要がある週休日に割り振ること等をいう。

今回の改正は、週休日の振替等の振替対象期間の拡大を図るものである。

2 改正の理由

現在、学校現場では授業参観、体育大会、文化祭、学校公開等の学校行事を週休日に行うことが多い。また、週休日に行われる部活動の試合での生徒引率等で、週休日に出張することも多い。

週休日の振替等については、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から八週間後の日までの期間に行うこととなっている（規則第10条第1項）。

しかし、学校現場の実態として、平日においては、学習指導がきめ細かくなっていること、生徒指導が多様化・困難化していること、保護者対応等があり、振替対象期間内では振替を行いにくくなっている現状がある。

このため、学校職員には、週休日の振替対象期間の始期について「四週間前の日から」を「八週間前の日から」に、終期について「八週間後の日まで」を「十六週間後の日まで」に改めることにより、週休日の振替対象期間を拡大し、振替をより取得しやすくして、学校現場の負担軽減を図ることが必要である。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定では、勤務時間などの勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間で権衡を失しないよう適当な考慮が払わなければならないことになっているが、全国の学校職員の状況を見ると、振替対象期間について、拡大する都道府県が増えてきており、均衡は図られている。

3 改正の内容

規則第10条第1項（週休日の振替等）

○改正前

4週間 8週間

○改正後

8週間

起算日

16週間

4 施行期日

職員に対して周知期間を設ける必要があるため、平成26年1月1日とする。

○ 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則(昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号)新旧対照表(案)

改 正 案	現 行
<p>第一条(略)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第十条 条例第十三条第七項の任命権者が定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする十六週間後の日までの期間とする。</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第十三条第七項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は四時間の勤務時間の割振り変更(同項の規定により勤務日(四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間が割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにするものとする。</p> <p>3 任命権者は、四時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p> <p>4 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知するものとする。</p> <p>第十条の二(略)</p>	<p>第一条(略)</p> <p>(週休日の振替等)</p> <p>第十条 条例第十三条第七項の任命権者が定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。</p> <p>2 任命権者は、週休日の振替(条例第十三条第七項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は四時間の勤務時間の割振り変更(同項の規定により勤務日(四時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち四時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間が割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにするものとする。</p> <p>3 任命権者は、四時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。</p> <p>4 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知するものとする。</p> <p>第十条の二(略)</p>

平成25年11月8日
大分県教育庁教育財務課

特別支援教育就学奨励費に係る寄附の申し出について

特別支援学校の児童・生徒に支給される就学奨励費の支給誤りに関連して、その補填に充ててもらいたい旨のメッセージを添えて、11月5日（火）県教育委員会に113万円の現金が郵送されてきました。当該現金については、現在、県で保管しています。

就学奨励費支給誤りの過払い分の補填については、既に関係職員等からカンパ申し出の意向が示されておりますことからこの申し出を優先したいと考えています。

当該現金については、寄付者の特別支援教育に対する大変強く温かい思いの表れと受け止めさせていただき、特別支援学校の児童生徒の教育環境の向上などに使わせていただく方向で検討して参ります。